5　支出項目別金額の内訳 ［略］ （組織活動費） 一件五万円未満の計　152,303 合　計　152,303 ［略］ **総括文書（支部分）の要旨** ［1～5　略］ 6　支部政党交付金による支出の内訳 経常経費　1,822,993,071 人件費　1,059,223,265 ［略］ 政治活動費　1,359,559,799 組織活動費　155,717,027 ［略］ ［略］ ［7　略］ **総括文書（本部及び支部分）の要旨** ［1～5　略］ 6　政党交付金による支出・支部政党交付金による支出の内訳 ［略］ 経常経費　3,101,480,964 人件費　1,828,700,769 ［略］ 政治活動費　3,721,985,931 組織活動費　366,160,884 ［略］ ［略］ ［7　略］	5　支出項目別金額の内訳 ［同左］ （組織活動費） 一件五万円未満の計　142,303 合　計　142,303 ［同左］ **総括文書（支部分）の要旨** ［1～5　同左］ 6　支部政党交付金による支出の内訳 経常経費　1,823,003,071 人件費　1,059,233,265 ［同左］ 政治活動費　1,359,549,799 組織活動費　155,707,027 ［同左］ ［同左］ ［7　同左］ **総括文書（本部及び支部分）の要旨** ［1～5　同左］ 6　政党交付金による支出・支部政党交付金による支出の内訳 ［同左］ 経常経費　3,101,490,964 人件費　1,828,710,769 ［同左］ 政治活動費　3,721,975,931 組織活動費　366,150,884 ［同左］ ［同左］ ［7　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○総務省告示第四十九号

政党助成法（平成六年法律第五号。以下「法」という。）第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の令和七年一月一日を基準日とする届出事項の異動の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月二十七日

総務大臣　林　芳正

政党の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
立憲民主党	支部の数 うち法第十四条第二項第二号の規定により支部に関する事項の届出をした支部の数	三三七八 三七八	三三七九 三七九	（届出年月日　令和七年十月三十日）